

分析結果報告書

令和2年12月19日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel (0157) 57-1061
業務担当者：笠松



令和2年11月18日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務

試料名 河川水上流側(安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{※1}	分析方法
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.1 以下	JIS K0102 55.2
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 38.1.2及び38.2
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	昭和49年環告64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 54.2
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 61.2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{※2}	昭和46年環告59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.04 以下	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.4 以下	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	3 以下	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.06 以下	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5, 第1
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6, 第1
チオベンカルブ	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6, 第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 67.2
ほう素及びその化合物	mg/L	0.3	—	10 以下	JIS K0102 47.2
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5 未満	0.5	8 以下	JIS K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.7	—	100 以下	JIS K0102 42.2, 43.1.2 及び43.2.5
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表8
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.3	—	5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下	JIS K0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.9	—	160 以下	JIS K0102 21及び32.3
化学的酸素要求量	mg/L	4.3	—	160 以下	JIS K0102 17
浮遊物質質量	mg/L	4.7	—	200 以下	昭和46年環告59号付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 附属書I(参考)補足IIの1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	0.5 未満	0.5	30 以下	JIS K0102 附属書I(参考)補足IIの2
フェノール類含有量	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 28.1.1及び28.1.2
銅含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	3 以下	JIS K0102 52.3
亜鉛含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	2 以下	JIS K0102 53.2
溶解性鉄含有量	mg/L	0.09	—	10 以下	JIS K0102 3.2及び57.3
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	10 以下	JIS K0102 3.2及び56.3
クロム含有量	mg/L	0.1 未満	0.1	2 以下	JIS K0102 65.1.3
大腸菌群数	個/cm ³	0	—	3000 以下	昭和37年厚・建令1号
窒素含有量	mg/L	0.8	—	120 以下	JIS K0102 45.2
磷含有量	mg/L	0.06 未満	0.06	16 以下	JIS K0102 46.3.1
水温	℃	4.9	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	3.8	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	14:25	—	—	—

備考

※1 「排水基準を定める省令」(制定：昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成25年9月4日環境省令第20号)別表第一及び別表第二に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L

分析結果報告書

令和2年12月19日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店
〒090-0802 北海道北見市田端町74番6
Tel (0157) 57-1061
業務担当者：笠松



令和2年11月18日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務
試料名 河川水 downstream (安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 ^{*1}	分析方法
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.1 以下	JIS K0102 55.2
シアン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 38.1.2及び38.2
有機リン化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	昭和49年環告64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 54.2
六価クロム化合物	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	JIS K0102 65.2.1
砒素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 61.2
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005未満	0.0005	検出されないこと ^{*2}	昭和46年環告59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
四塩化炭素	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.04 以下	JIS K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.2 以下	JIS K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.4 以下	JIS K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	3 以下	JIS K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.06 以下	JIS K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0001未満	0.0001	0.02 以下	JIS K0125 5.2
チウラム	mg/L	0.0005未満	0.0005	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5, 第1
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6, 第1
チオベンカルブ	mg/L	0.0003未満	0.0003	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6, 第1
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 67.2
ほう素及びその化合物	mg/L	0.2	—	10 以下	JIS K0102 47.2
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.5 未満	0.5	8 以下	JIS K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.7	—	100 以下	JIS K0102 42.2, 43.1.2 及び43.2.5
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 未満	0.05	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表8
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.4	—	5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下	JIS K0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.8	—	160 以下	JIS K0102 21及び32.3
化学的酸素要求量	mg/L	5.8	—	160 以下	JIS K0102 17
浮遊物質	mg/L	14	—	200 以下	昭和46年環告59号付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 附属書I(参考)補足IIの1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	0.5 未満	0.5	30 以下	JIS K0102 附属書I(参考)補足IIの2
フェノール類含有量	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	JIS K0102 28.1.1及び28.1.2
銅含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	3 以下	JIS K0102 52.3
亜鉛含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	2 以下	JIS K0102 53.2
溶解性鉄含有量	mg/L	0.11	—	10 以下	JIS K0102 3.2及び57.3
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	10 以下	JIS K0102 3.2及び56.3
クロム含有量	mg/L	0.1 未満	0.1	2 以下	JIS K0102 65.1.3
大腸菌群数	個/cm ³	0	—	3000 以下	昭和37年厚・建令1号
窒素含有量	mg/L	0.9	—	120 以下	JIS K0102 45.2
磷含有量	mg/L	0.06 未満	0.06	16 以下	JIS K0102 46.3.1
水温	℃	4.6	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	4	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	14:40	—	—	—

備考

※1 「排水基準を定める省令」(制定：昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成25年9月4日環境省令第20号)別表第一及び別表第二に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀：0.0005mg/L